

平成31年 3月29日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等
に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

質問7（市場価格のない株式等の取扱い）

本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（回答）

- ・ 「市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱い」との提案に同意する。
- ・ ただし、不動産など「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）の適用対象外となる資産を主な組み入れ資産とする金融商品で市場価格のないものは、「市場価格のない株式等」に含まれることを「金融商品に関する会計基準」等において明確にしていきたい。

（理由等）

- ・ 現行基準上、市場価格のない不動産投資信託および不動産を主な構成資産とする組合等への出資は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱う場合があるものとする。
- ・ しかし、本公開草案では、「市場価格のない株式等」の「等」として、「出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるもの」や「民法上の組合等において、構成資産が主に市場価格のない株式及び出資金などである場合」のみを言及し、不動産を主な組み入れ資産とする金融商品で市場価格のないものの取扱いが明確にされていない。
- ・ また、主な組み入れ資産が不動産である場合だけでなく、時価算定会計基準

の適用対象外となる他の資産を主な組み入れ資産とする金融商品も同様の取扱いとなると考える。

- ・ このため、「金融商品に関する会計基準（案）」第19項について、例えば「なお、民法上の組合等において、構成資産が主に市場価格のない株式及び出資金、並びに不動産など時価算定会計基準の適用対象外となる資産を主な組み入れ資産とする金融商品で市場価格のないものなどである場合についても、同様の取扱いとする。」等とすることにより、「市場価格のない株式等」に含まれることを明確にしていきたい。

質問9-2（経過措置に関する質問）

本公開草案では、①～⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（回答）

- ・ 「④ 投資信託の時価の算定に関しては、本会計基準等公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、それまでの間は現行の取扱いを踏襲する」との提案に同意する。
- ・ ただし、便宜的な時価のレベルの分類を定めるに当たって、「信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で無条件に解約可能な投資信託」に関する取扱いについて、一部の文言を修正いただきたい。

（理由等）

- ・ 実務上、信託約款において、取引所の取引停止等やむを得ない事情がある場合には解約請求の受付の中止が可能とされる等、実際には発生する可能性が非常に低い事象を想定した規定が存在するケースが多くある。
- ・ にもかかわらず、本公開草案の現状の文言では、「信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で無条件に解約可能な投資信託」とされているため、基準価格を時価とする多くの投資信託が、実際には算定日において解約可能性に問題が発生していないにもかかわらず、信託約款に実際には発生する可能性が低い事象を想定した規定があることをもってレベル3の時価に分類され、財務諸表の利用者に対して解約可能性の実態を適切に反映した情報を提供しない可能性がある。
- ・ このため、便宜的に時価のレベルの分類を定めるに当たっては、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」第27項(2)について、例えば、「信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で無条件に解約可能」との文言を、「信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で原則として解約可能」のような文言に修正すべきと考える。

以 上